



昭和43年度 一般会計予算

4億7千1万8千円はこうに使われます

昭和43年度当初予算は、4億7千万円で、昨年度当初予算に比較して1億6千2百58万4千増とこれまでにない額となりました。これらの予算は、まず歳入が先きに約束されて歳出が組まれるのが町予算の仕組みです。また、歳入においては税法などの法的に規制されるものは、当初から歳入をは握し、そのうち歳出に見合うだけのものを計上した。これは最少の負担で最大の行政効果をあげるためであり、歳出も当初から見込まれるものは、大よそ計上しています。また実際の歳出にあたっては、執行する時期、時点、速度も大きい要素である。本年度予算の特徴としては経常的歳出をも極力前年度より少なくし、投資的(事業費)経費は1億2千632万5千円(総額の約27%)となっており、歳入歳出予算の細部については下表のとおりであり、総合的な行政施策の要点を申し上げます。

農果阿仁地域総合開発構想が昨年まとまり、ことしはその第1年目にあたるわけですが、わが町もその構想に基づいて、産業の開発振興、社会生活基盤の充実をはかるため積極的な事業を進めて参りたと思いきや、その大綱を申し上げると、都市計画事業としての農果阿仁部の表支間となる農果駅前広場、木町の基幹産業である農業全般の生産性向上および基盤整備、道路橋りょう整備拡充、町民の福祉向上、環境衛生の推進、教育施設の充実、社会教育の向上、地下資源の開発、公営住宅の増設、交通事故防止対策、基本財産の造成と山積されていますが、これら一連の町政施行にあたっては、町民各位の絶大なるご協力をお願いします。(特別会計予算は次号でお知らせします)

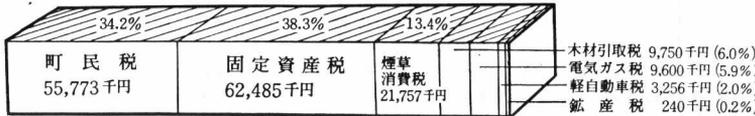
歳入

Table of revenue breakdown by category (区別) and sub-category (分). Includes items like taxes, land acquisition fees, and interest.

歳出

Table of expenditure breakdown by category (区分) and sub-category (内訳). Includes items like salaries, social welfare, and infrastructure.

町税内訳図



告知らせ コーナー 八郎湯中央干拓地第三次入植希望者を募集. 告知らせ 児童扶養手当の申請. 告知らせ 町社会福祉協議会へ.

# 第一回町議会定例会

## 43年度予算算など可決

2月26日開会  
3月6日閉会

### 議案

#### 町議会定例会の開催時期を定める

町議会の定例会開催回数(現在は毎年三月、六月、九月、十二月の四回)となつて、これを改めて年間四回開くことになつたもの。  
▲専決第一号

#### 町税条例を一部改正

町税関係の改正(世帯員が課税所得を有する場合は計算の所得税法適用、所得控除の適用拡大、変動所得又は臨時所得がある税額の計算の条項改正)の町税の申告に関する改正。  
▲議案第一七号

#### 特殊勤務手当の改正

町職員の特種勤務手当を



写真に名譽町民に推挙され町長からその伝達をうける成田喜八氏(左側)

#### ごみ処理手数料の改正

町が行なうごみの処理手数料は、土地又は建物の占有者(清掃義務者)から手数料を徴収することになつて、業務上や建築、修繕などによつて多量に発生するごみ処理手数料の徴収を適当と認め、その他町長が手数料の徴収を適当と認め、その以外には徴収を適当と認め、徴収しないものとす。  
▲議案第一九号

#### 国有地の買受けと無償譲渡

農地法第八十条の規定により買取前の所有者(規定の買取前の所有者)の同意を得て、国有地を無償譲渡するもの。買取前の所有者は、規定の買取前の所有者(規定の買取前の所有者)の同意を得て、国有地を無償譲渡するもの。  
▲議案第二二号

#### 併用林道の一部解除

併用林道併用林道のうち、併用林道併用林道(点)の解除を認めるもの。併用林道併用林道(点)の解除を認めるもの。  
▲議案第二五号

#### 十課室を八課室に

町長の事務部局の課室を次のように改正するもの。  
▲議案第二七号

#### 災害補償条例の一部改正

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償に關する条例の一部を改正するもの。  
▲議案第三十号

#### 民生委員推せん会を設置

民生委員法に基づいて、町民生委員推せん会を設置するもの。委員は、四人各階層から選ばれ任期は三年とする。  
▲議案第二〇号

#### 名譽町民第一号に成田喜八氏を推挙

昨年町議会で決まつた、健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、町長としまして地方自治の育成、産業の開發振興に資し、特に本町の発展のために貢献した功績が顕著であるので、条例により、町長より採掘地として利用していた長谷部、五十坪、五名に無償譲渡するもの。  
▲議案第二二号

#### 三町道路線を認定

次の道路を町道として認定するもの。  
▲議案第二四号

#### 併用林道の一部解除

併用林道併用林道のうち、併用林道併用林道(点)の解除を認めるもの。併用林道併用林道(点)の解除を認めるもの。  
▲議案第二五号

#### 十課室を八課室に

町長の事務部局の課室を次のように改正するもの。  
▲議案第二七号

#### 災害補償条例の一部改正

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償に關する条例の一部を改正するもの。  
▲議案第三十号

#### 国有地の買受けと所屬替え

農地法第八十条の規定により買取前の所有者(規定の買取前の所有者)の同意を得て、国有地を無償譲渡するもの。  
▲議案第二二号

#### 三町道路線を認定

次の道路を町道として認定するもの。  
▲議案第二四号

#### 併用林道の一部解除

併用林道併用林道のうち、併用林道併用林道(点)の解除を認めるもの。併用林道併用林道(点)の解除を認めるもの。  
▲議案第二五号

#### 十課室を八課室に

町長の事務部局の課室を次のように改正するもの。  
▲議案第二七号

#### 災害補償条例の一部改正

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償に關する条例の一部を改正するもの。  
▲議案第三十号

#### 国有地の買受けと所屬替え

農地法第八十条の規定により買取前の所有者(規定の買取前の所有者)の同意を得て、国有地を無償譲渡するもの。  
▲議案第二二号

#### 消防地区隊制を廃止

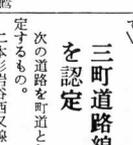
従来町消防団には旧町村別に分団のほか地区隊をとつていたものを廃止するもの。  
▲議案第三二号

#### 町職員定数条例の一部改正

町職員の定数を次のように改正するもの。  
▲議案第三三号

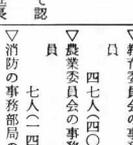
#### 新入学児童から交通事故から守ろう!!

交通安全啓発活動



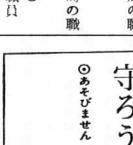
#### 町社会福祉協議会

町社会福祉協議会(仮称)



#### レントゲン撮影日程

レントゲン撮影日程



#### 森吉町外三カ町病院組合規約改正

森吉町外三カ町病院組合規約改正



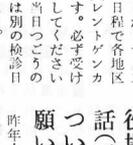
#### 国保だより

国保だより



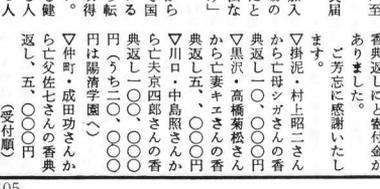
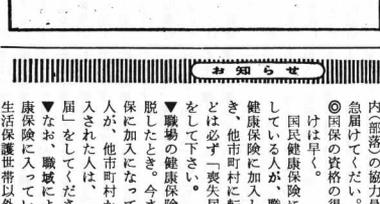
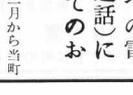
#### 役場の電話(通話)についてお願い

役場の電話(通話)についてお願い



#### お知らせ

お知らせ



国民健康保険条例の一部を改正するもので、国民健康保険の所得割課税所得から、退職所得金額を除くもの。この条例は昭和四十三年四月一日施行。

町長の事務部局の職員を次のように改正するもの。町長(一人)、副町長(一人)、事務長(一人)、副事務長(一人)、課長(八人)、副課長(八人)、係長(八人)、副係長(八人)、主任(八人)、副主任(八人)、係長(八人)、副係長(八人)、主任(八人)、副主任(八人)。

農地法第八十条の規定により買取前の所有者(規定の買取前の所有者)の同意を得て、国有地を無償譲渡するもの。買取前の所有者は、規定の買取前の所有者(規定の買取前の所有者)の同意を得て、国有地を無償譲渡するもの。

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償に關する条例の一部を改正するもの。議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償に關する条例の一部を改正するもの。

町職員の定数を次のように改正するもの。町職員の定数を次のように改正するもの。

併用林道併用林道のうち、併用林道併用林道(点)の解除を認めるもの。併用林道併用林道(点)の解除を認めるもの。

町長の事務部局の課室を次のように改正するもの。町長の事務部局の課室を次のように改正するもの。

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償に關する条例の一部を改正するもの。議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償に關する条例の一部を改正するもの。

農地法第八十条の規定により買取前の所有者(規定の買取前の所有者)の同意を得て、国有地を無償譲渡するもの。農地法第八十条の規定により買取前の所有者(規定の買取前の所有者)の同意を得て、国有地を無償譲渡するもの。

従来町消防団には旧町村別に分団のほか地区隊をとつていたものを廃止するもの。従来町消防団には旧町村別に分団のほか地区隊をとつていたものを廃止するもの。

